

議事録

会議名	令和 8 年度第 1 回 稲城市運賃協議会
開場日時	令和 8 年 6 月 29 日(月) 13 時 55 分から 14 時 05 分まで
出席者及び 欠席者	(市民代表者) 二見信義副会長、進藤直人委員、伊藤淳委員、風間智委員、 高野隆市委員、山口真理委員、松浦昇委員、田中雄二委員、 島崎守康委員、小南實委員 (バス事業者) 南観光交通㈱ 星谷卓二委員 (東京運輸支局) 川村英輝委員 代理 戸澤氏 (オブザーバー) 鈴木文彦会長 (事務局) 都市建設部長 小澤 管理課長 城所 管理課交通対策係長 西山 管理課交通安全担当係長 吉川 管理課交通対策係 長谷川 (欠席者) 風間智委員、大澤学委員、横田聡委員
会議次第	1 開 会 2 議 題 i バス A コース南山東部土地区画整理事業地内の仮設道路による運行について(協議) 3 閉 会

1. 開会

2. 議題

i バス A コース南山東部土地区画整理事業地内の仮設道路による運行について(協議)
 <資料 4 について説明>

事務局： i バス A コースの「南山」バス停と、起終点の「稲城・府中メモリアルパーク」バス停間を走行している道路につきまして、宅地開発に伴う下水道管の取り出し等の工事を行うため、工事中は使えなくなる。それに伴い、点線で記載のある道路を仮設使用道路として運行を行う。ここは今はまだ建物等が建っていないエリアで、今後建つ予定だが、道路は先にできている。そこを運行しての形になるので、運賃協議会案件ということで、協議させていただくものである。

仮設道路を使用するにあたり、運賃は通常の大人 200 円というものは変わらない形での運行になる。国土交通省にこの協議が調ったことを証明する証明書を出す必要があるが、その案を資料に添付している。ちなみに、6 月 15 日からこの仮設道路を使用して運行をしているところである。

これにつきましては、工事等やむを得ない場合の道路運送法第 17 条扱いで、あらかじめ国土交通省の方には確認を取っている事項になるので、日付的には事後の協議になっているが、その点は問題ないので、よろしくお願いいたします。ご意見等がなければ、A コースの仮設道路を使用しての運行について、運賃協議証明書案に記載の運賃により、運行することに決定したい。

委 員：異議なし。

事務局：本日の運賃協議会の決定事項につきましては、この後に開催する令和 8 年度第 1 回稲城市地域公共交通会議で報告事項とさせていただく。

以上